

沿岸広域振興局長告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年6月13日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市重茂第14地割66番2地先から63番1地先まで	新	m 65.5~12.7	m 79.5
	旧	65.5~12.7	79.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成26年6月13日から同年7月13日まで